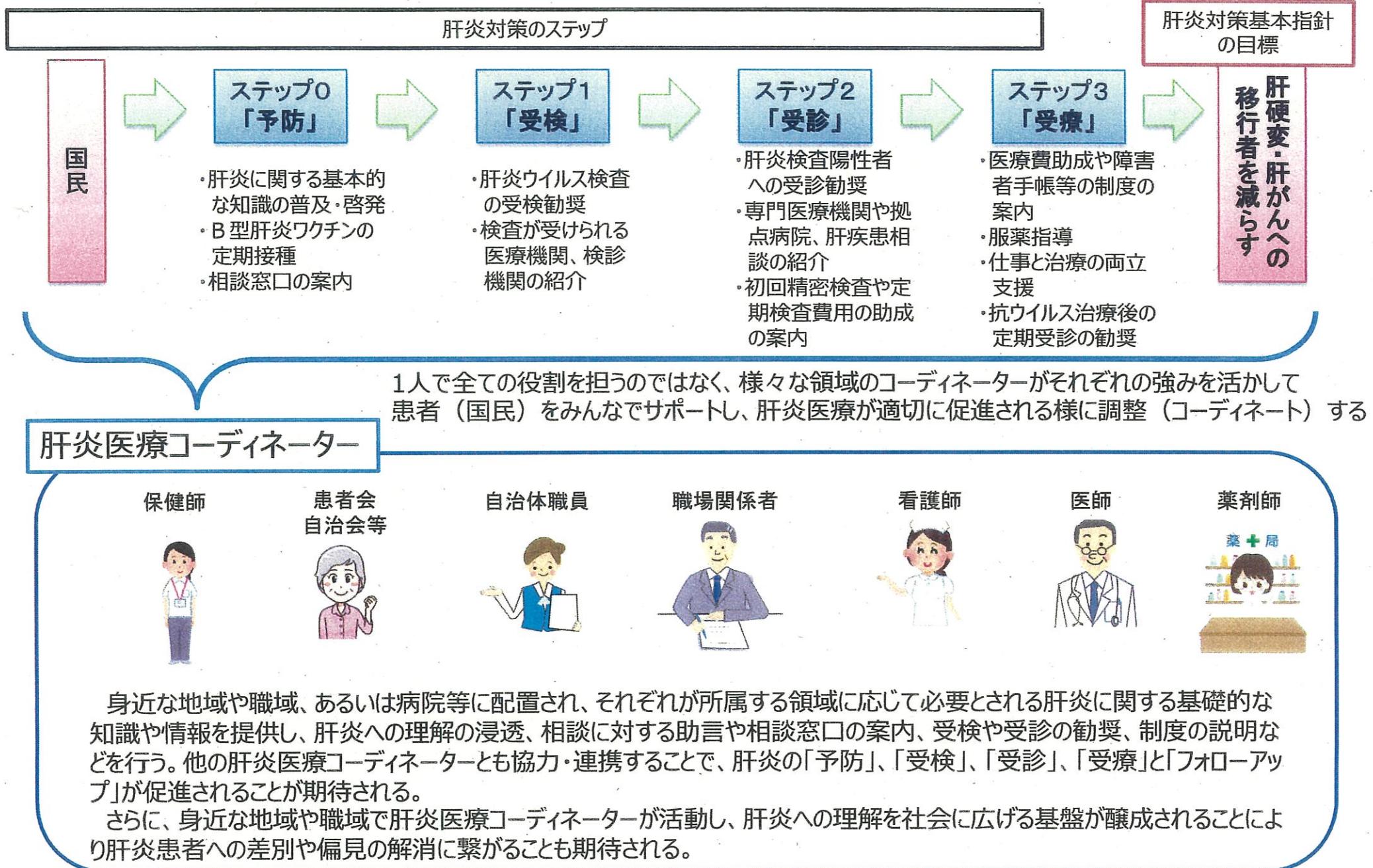


肝炎医療コーディネーターについての考え方の概要



香川県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱(案)の概要

<国>肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について(通知)		<香川県>香川県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱
項目	ポイント	ポイント
基本的な考え方・目的等	<ul style="list-style-type: none"> 各自治体において、肝炎医療コーディネーターを養成し、住民の普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用する。肝炎ウイルス検査の受検、検査で陽性となった者の受診、継続的な受療とフォローアップを促進して、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、肝炎対策の推進に資するように、肝炎医療コーディネーターを養成及び活用する基本的な考え方や目的等を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝炎患者の重症化予防や肝炎への理解を社会に広げる基盤の構築を図るなど、香川県の肝炎対策を推進することを目的として、肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について明記した要綱を制定する。(要綱第1条)
基本的な役割	<ul style="list-style-type: none"> コーディネーターの役割として、地域や職域における肝炎への理解の浸透、肝炎患者やその家族からの相談に対する助言、行政や肝疾患診療連携拠点病院(以下「拠点病院」という。)などの相談窓口の案内、肝炎ウイルス検査の受検の勧奨、陽性者等に対する専門医療機関の受診の勧奨、医療費助成などの制度の説明などを定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようすることを基本的な役割とする。(要綱第3条)
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 配置場所や職種に応じ、具体的にコーディネーターの活動内容を定めることを検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 配置場所に応じ、コーディネーターの活動内容を3つに分類する。具体的な活動内容については、別紙「肝炎医療コーディネーターの活動内容」を参照。(要綱第4条)
配置場所	<ul style="list-style-type: none"> 肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関、その他の医療機関、保健所及び市町村、検診機関、薬局、障害福祉・介護事業所、民間の企業や団体、医療保険者、患者団体などに肝炎医療コーディネーターを配置する。 コーディネーター配置場所の方針を示すことや、配置人数等の数値目標を設定することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関等の医療機関及び検診機関、保健所及び市町、薬局、障害福祉サービス及び介護サービスの事業所、民間の企業や団体、医療保険者、肝炎患者の団体等に肝炎医療コーディネーターを配置する。(要綱第5条) 関係機関の協力を得ながら、県内全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関、保健所及び市町にコーディネーターが配置されるよう努める。(要綱第5条) 第二次香川県肝炎対策推進計画において、平成33年度までにコーディネーターを300人養成することを数値目標として設定。(参考:平成29年3月末までに202名を養成) コーディネーター養成方法等については、別紙「肝炎医療コーディネーター養成等の流れについて」を参照。(要綱7条~13条関係)
養成及び技能向上	<ul style="list-style-type: none"> コーディネーターの養成方法として、各都道府県又は拠点病院等で研修及び試験を実施し、認定証の交付や名簿への登録を行うことなどを検討すること。 研修内容は、以下の(1)~(5)を参考にして各都道府県で設定すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1)コーディネーターに期待される役割・心構え (2)肝疾患の基本的な知識 (3)各都道府県の肝炎対策 (4)地域の肝疾患診療連携体制 (5)コーディネーターの具体的な活動事例 コーディネーターの技能向上(スキルアップ)のため、研修会や情報交換会、情報提供などを行うことを検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 養成研修の内容として、以下の(1)~(6)を設定する。(要綱第7条) <ol style="list-style-type: none"> (1)コーディネーターに期待される役割・心構え (2)肝疾患の基本的な知識 (3)県の肝炎対策 (4)地域の肝疾患診療連携体制 (5)肝炎ウイルス陽性者に対するフォローアップの実施方法 (6)コーディネーターの具体的な活動事例 研修会又は情報交換会の開催、情報提供等を実施し、コーディネーターの継続的な技能向上と相互の連携を図り、その活動を支援する。(要綱第12条) コーディネーターの主な活動内容や、コーディネーターが配置されている機関の一覧を県のホームページや広報誌等に掲載することによって、県民に対して周知を図る。(要綱第12条)
その他	<ul style="list-style-type: none"> コーディネーターの活動内容や配置機関等の周知を図ることを、各都道府県において検討すること。 	

肝炎医療コーディネーターの活動内容



医療機関・検診機関

- ① 肝炎の検査や治療に関する情報提供
- ② 抗ウイルス治療後も含めた継続受診の重要性の説明とフォローアップ
- ③ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- ④ 拠点病院等で実施する肝臓病教室や患者サロン等への参加
- ⑤ 地域や職域における啓発行事への参加や周知



行政機関(市町・保健所)

- ① 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
- ② 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- ③ 肝炎ウイルス検査の受検案内及び受検勧奨
- ④ 肝炎ウイルス検査陽性者に対する受診勧奨及びフォローアップ事業の案内・実施
- ⑤ 地域や職域における啓発行事への参加や周知

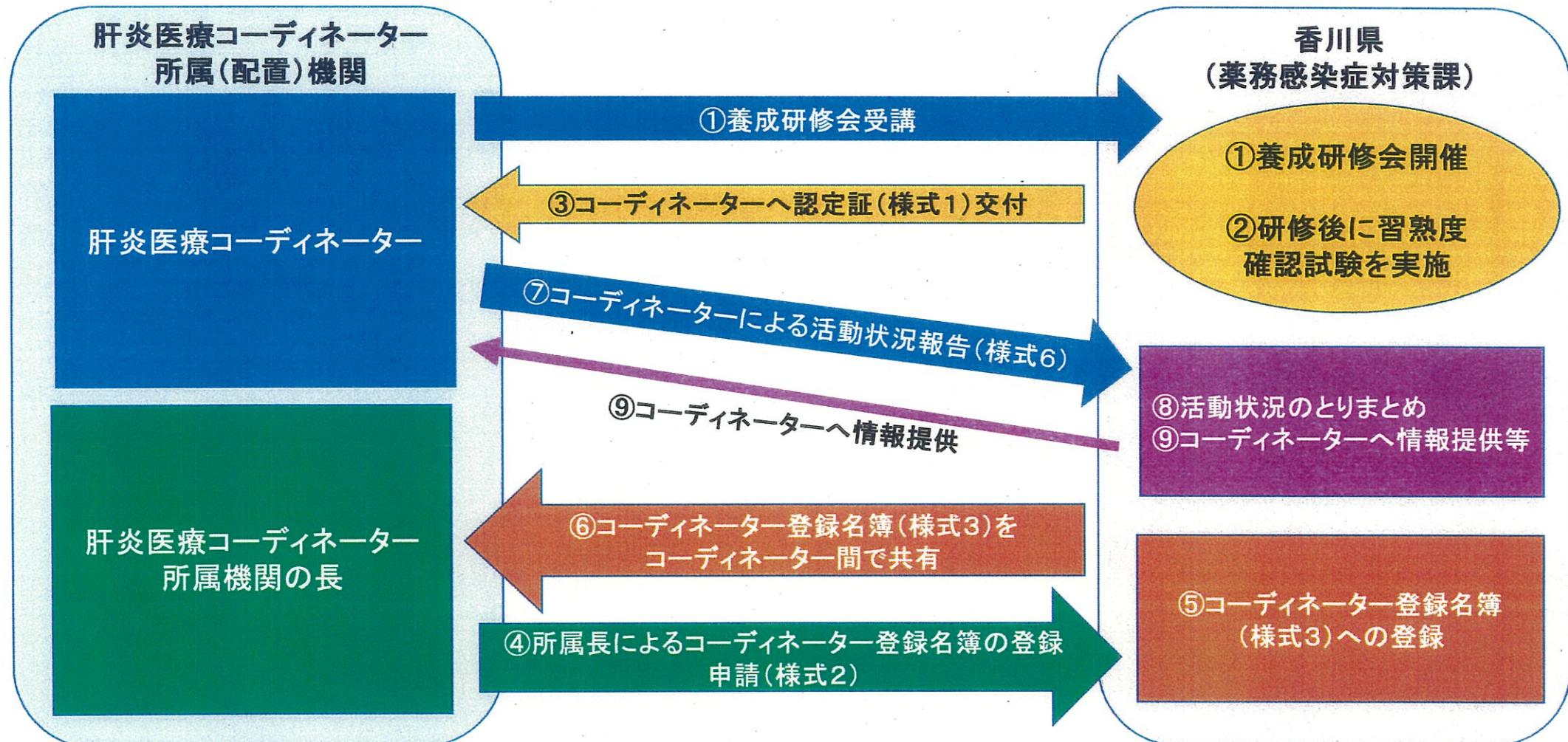


職域機関(医療保険者等)

- ① 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発
- ② 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
- ③ 肝炎患者が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
- ④ 肝炎に関する相談窓口の案内
- ⑤ 地域や職域における啓発行事への参加や周知

肝炎医療コーディネーター間で相互連携しながら活動

肝炎医療コーディネーター養成等の流れについて



*コーディネーター登録名簿の登録内容に変更があった場合、コーディネーター所属機関の長は、登録内容変更届(様式4)により、県に対して届出を行う。
※疾病・その他の理由によりコーディネーターの活動が困難になった場合、コーディネーター所属機関の長は、登録削除届(様式5)により、県に対して届出を行う。